

特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告（委員長試案）」 に関する意見

長野県教育委員会

教育長 山口利幸

1 「教育支援委員会」について

- 「就学相談」が保護者の思いを受け止め、保護者と就学相談委双方が刺激を受け合い、理解し合う過程こそ、目指す姿であることを考え、就学先の判断のみを行うのではなく、相談の内容を吟味して、相談・話し合いのあるべき一致点を示すことを「教育支援委員会」のねらいとしたい。

特別支援教育の就学・判断の基本は、決定までの教育相談によって進められてきました。「教育的ニーズ」として、その「教育的」が意味する方向性こそ、「教育相談」が機能してきた経緯があります。

判断が一致しない原因は、その子の受け皿となる、就学先の現実的な課題も考えられます。「その子のために～」の使命感は同じであるはずなのに、その地域の現実的な学校現場の状況により妥協せざるを得ないとすると、就学相談の重要な「互いを高め合い、理解し合う」は機能しないままになります。基礎的環境整備・合理的配慮にかかわるところでもありますが、妥協点を探るのでなく、「互いを高め合い、理解し合う部分」を重視する事も「教育支援委員会」の役目として明記したいと考えます。

- 就学の判断が保護者と一致しない場合など、第三者的立場において機能する「教育支援委員会」の仕組みづくりが必要であると考えます。

ただ、本県の市町村の就学相談の状況から見ると、「教育支援委員会」の有り様も踏まえて）次のような課題が考えられる。

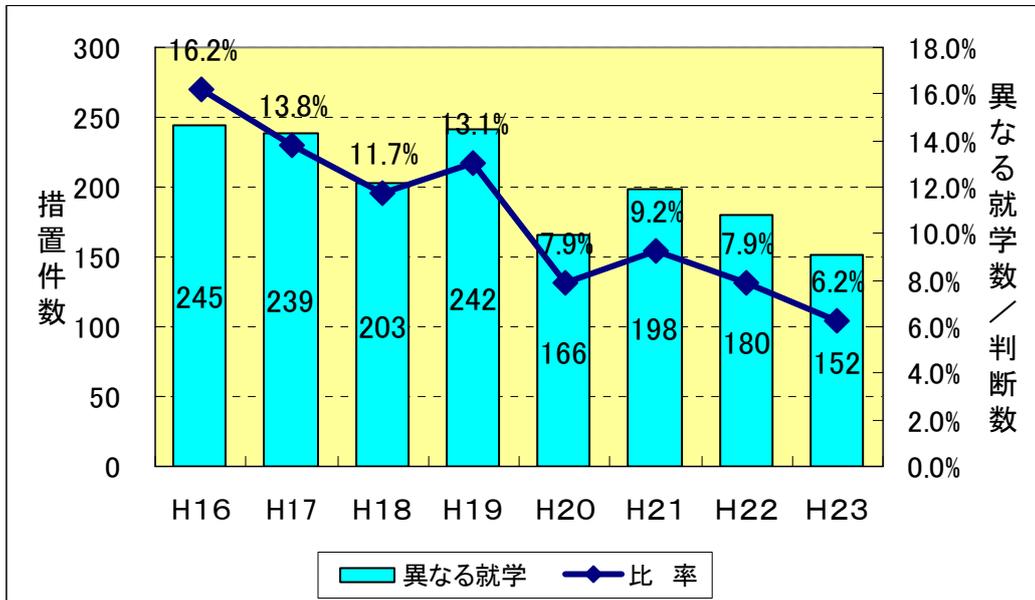
- ① 専門性・公平性のある人的環境を担保すること。
- ② 学校の状況、児童生徒の様子を充分理解し、適切な判断をすること。

特に、判断において保護者との対立関係になってしまったことを考えると、国がその構成メンバーの選考基準・構成基準を示す必要があるのではないか。

例えば、第三者的立場として、また、裁判になることも考えると「弁護士」、小児医療に精通する「専門医」といったメンバーが考えられますが、こうした基準を『ガイドライン』で国が示す必要があると考えます。

※こうした体制整備は「基礎的環境整備」にもかかわる項目（次項3）であると考えます。
(参考)

長野県では、市町村就学相談委員会の中で、判定・相談等困難事例（一致しないケース）を抱えたときに県就学相談委員会にその案件を持ち込むことがあります（全県で年に1～2ケース）。その際には、県就学相談委としての指導、意見ではなく、「解決・判断に向けた視点や整理点（子どもがどんな願い持っているかを丁寧に把握したい等）」について参考を示す程度としています。市町村就学相談委では、示された視点、整理点を基に調整を図っています。今のところ、こうした取組で問題になったケースはありません。就学相談委の判断と異なる措置の割合はH23には6.2%と減少してきています。経年の様子を見れば、就学相談委の判断も保護者の意向を踏まえた総合的判断、また合理的配慮がなされたものとなってきている、と考えることができます。



2 国が担保する「基礎的環境整備」について

- 市町村教委からすると、前項のように「第三者的立場のメンバーや現場、児童生徒を正しく理解して判断できる専門性のあるメンバーの確保」等、適切な判断を担保するような人的環境整備においても市町村だけで行うには、現実的には難しいのではないかと。

同様に、都道府県・市町村が抱える基礎的環境整備に関わる重要な課題はそれぞれ、中長期的課題や短期的課題など様々であり、優先順位を付け現実的な解決を図っていかねばならない。「合理的配慮と基礎的環境整備の関係の図」で言えば、「合理的配慮の基礎となる環境整備」の部分も県・市町村それぞれによって内容は様々であり、どの障害者にも均一な環境整備を保障する必要性からいうと、基礎的な環境整備の可変的・可塑的な対応が求められる。「必要となる教員等の配置や施設設備の整備等、人的・物的条件整備に係る財政措置を含めた具体的な制度設計」や「小・中学校の通常学級で障害のある児童生徒を受け入れる場合における障害の状態等に応じた施設設備の整備、人的配置、教員の専門性、教育内容等に係る合理的配慮の判断基準」等においても、合理的配慮と基礎的環境整備に地域差を生み出さないように、国が責任をもって担っていただきたい。

インクルーシブ教育システム等を確保するための「合理的配慮と基礎的環境整備」をの概念は理解できるが、設置者だけが負担することだけでなく、ナショナルミニマムとしての基礎的環境整備を国が財政的な裏付けをし、財源を確保することや責任の所在を明らかにすることが必要である。更に、その上で、都道府県・市町村の基礎的環境整備の状況を把握し指導するシステムも必要か。

3 合理的配慮に関して

- 障害のある子どもの家庭状況が要因となって、その子が「教育を受ける権利」を享有・行使することが困難な状況下にある場合には、福祉・教育が連携を機能させ、優先して家庭状況の改善に努めるべきである。このことは就学相談時においても、個別の教育支

援計画作成時においてもかなり重要な合理的配慮となりうるのではないか。殊に高等部段階においては、今後の生活を見据えた、社協による財産管理支援や「後見人制度」の活用などにも言及しておくことも必要ではないでしょうか。

様々な理由で、苦しい家庭的状況下にある子ども達にとってその状況改善を図ることでその子の「困り感」を軽減・改善することにつながるケースが多くあります。合理的配慮、基礎的環境整備に関わって、福祉・行政との連携の中でまず持って機能すべき項目を検討したい。

4 学校間の連携について

- 高等学校に設置される高等部分教室の生徒らの存在は、分教室を有する高等学校生徒の意識の変容をもたらしている。行事など単発的な交流及び共同学習には見られない、分教室生徒の日常的な存在の「姿」からは、あるべき姿を当然として生徒が自らをふり返り、共にがんばろうとする意識が自然と生まれ、互いに刺激し、高めあう関係性をもたらしている。「居て当たり前」という、まさに共生社会への意識変革がみられている。こうした状況は教師間の意識変容にもつながっている。
- 高等部分教室の教員による高等学校支援や授業提供はセンター的機能を発揮する上で大変有意義である。分教室のある高等学校教員による授業提供や職業教育課程の専門性の発揮等、高等学校にある教育的資源の活用は、これからのスクールクラスターの有効な方法の一つになりうると思う。相互乗り入れによる授業提供は双方の教員の質的向上を図るだけでなく、教育上の環境整備につながり、分教室生徒の意識改善にもつながっていく。

また、作業学習の質的な高まりを保証する上でも、分教室である利点を生かした教育課程編成が可能になります。企業との連携でその質を高める作業学習の方向もありますが、資源となりうる企業が少ない地域においては高等学校職業教育課程の専門性を活かした作業学習を目指すことも学校連携の一つの形であるように考えます。